

様式第 3

会 議 録

会 議 名	令和元年度第 1 回野田市通学区域審議会
議題及び議題 毎の公開又は 非公開の別	1 小規模特認校（野田市立福田第二小学校）の状況について（公開） 2 市内小学校（主に北部地区）の児童数の推移について（公開） 3 学区外就学について（公開） 4 区画整理に伴う字及び地番の変更について
日 時	令和元年 1 1 月 2 1 日（木）午後 2 時から 午後 3 時 4 5 分まで
場 所	野田市立福田第二小学校会議室
出席者氏名	委員 山形 かつ江 栗原 和史 海老原 偉夫 藤井 愛子 須賀 昭徳 岡田 壽 千葉 久美 亀崎 敬子 栗根 静江 芝崎 好伸 岡田 宏之 菅野 秀幸 中沢 哲夫 事務局 佐藤 裕 （教育長） 船橋 高志 （学校教育部次長兼学校教育課長） 谷中 隆維 （学校教育課管理主事）
欠席委員氏名	委員 飯野 きみ子 杉本 博 白石 卓秀 佐藤 眞平
傍 聴 者	無し
非公開の事由	無し
議 事	会議結果（概要）は、次のとおり

<p>管理主事</p>	<p>1 開会</p> <p>それでは定刻となりましたので、議会の方を始めさせていただきます。</p> <p>藤井会長よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今より、令和元年度第一回野田市通学区域審議会を開催いたします。</p> <p>本日飯野きみ子委員、杉本博委員、白石卓秀委員、佐藤眞平委員から欠席の連絡がありましたので御報告いたします。</p> <p>本会議は野田市通学区審議会運営規則第6条第2項に基づきまして過半数の委員の出席がありますので会議は成立しておりますことを御報告いたします。</p>
<p>管理主事</p>	<p>本会議については、野田市情報公開条例に規定している不開示情報が含まれておりませんので、会議は公開とさせていただきます。</p> <p>また、会議資料及び会議録並びに委員名簿につきましてはホームページに公開するとともに市役所一階の行政資料コーナー、いちいのホールに配架し閲覧できるようにしておりますので委員の皆様には御了承願ひます。</p> <p>なお、本日の会議につきましては会議録作成のためICレコーダーを使用させていただきますので御了承くださいますようお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に教育長から御挨拶をお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>自席で話させていただきます。皆さん改めてこんにちは。教育長の佐藤でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては公私共々御多用の中、この審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>先般の台風19号と、その後の大雨によって、南房総の方</p>

	<p>は復旧の目途が立たず、あらゆる行事が中止になったりあるいは延期になったりと非常に大変な状況であります。被災された方々に心よりお見舞い申し上げたいと思います。</p> <p>さて、この審議会においては、学校通学区域の適正化を図るために、通学区域に関する意向について教育委員会の諮問に応じ、審議答申を頂く組織ということになっております。</p> <p>本日の審議は、学区外就学について、小規模特認校の福田第二小学校の状況、そして住宅開発による影響がある北部小学校の児童数の推移、この三つでございます。</p> <p>なお、本日、福田第二小学校で授業を見ていただきますが、本会議において昨年度までは実施していません。福田第一小学校と福田第二小学校が「ズーム」というシステムを使用し、テレビ会議のように授業を行うものです。狙いは、三人や四人の少人数でやっても全体の意見が大きくなるまいかというところから、合同で同じ授業をし、福田第一小学校及び福田第二小学校の人数の考え方を聞いていくような会議です。それにより、学校は別でも移動する時間が短縮でき、今年度から開始しております。是非御覧になっていただきたいと思っております。</p> <p>結びに、いろいろありますが、御忌たんのない御意見や御指導の方をお願いして挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。</p> <p>2 議題1 小規模特認校（野田市立福田第二小学校）の状況について</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは議事に入りたいと思っております。議題1、小規模特認校福田第二小学校の状況について事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、まず最初に福田第二小学校で行われております、ただ今教育長からもありました「ズーム」というシステムを活用した授業の様子を皆様で実際に参観していただきたいと</p>
会長	
管理主事	

	<p>思います。福田第二小学校校長に案内をお願いしておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>福田第二小学校校長</p>	<p>それではただ今より、御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>【授業参観】</p>
<p>会長</p>	<p>大変ありがとうございました。それでは再開してよろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>再開します。</p> <p>それでは議事に入ります。議題1、小規模特認校の状況について事務局の説明を求めます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>それでは議題1、小規模特認校の状況について御説明させていただきます。資料に基づいて御説明いたしますので、資料を御覧になりながらお聞きください。</p> <p>まず、小規模特認校制度ですが、少人数での教育の良さを生かし一人一人の児童に目の行き届いた教育、個に応じた指導、体験活動を通して生きる力や豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、通学区域外からの就学を認める制度で、学校で面接し、最終的には教育委員会が許可をしています。本日は、小規模特認校である、この福田第二小学校の子供たちの実際の様子や学習の様子を見ていただきましたが、いかがでしたでしょうか。今日は、「ズーム」というシステムを活用した学習で、福田第一小学校と福田第二小学校というように、離れた場所における学校でも、子供たちが一緒に学習することができます。今後の参考とすべく、IT技術を活用した一つの試みとして、今年度より取り組んでおります。今後検討する部分もありますが、これを生かしていきたいと考えております。</p> <p>では、資料を御覧ください。1ページ、2ページです。令和2年度の福田第二小学校の児童募集のチラシとなっております。</p>

ます。きめ細やかな学習指導、1年生からの英語活動、体験学習の充実といった、学校の特色などを掲載しております。小規模特認校制度は、飽くまでも児童・保護者が当該学校の教育活動・特色に共感を持っていただくことから始まるものですので、引き続き市民へのPRを通しまして、通学者の拡大を図ってまいりたいと考えております。

資料の3ページを御覧ください。福田第二小学校の各年度の児童数、クラス数を表したものとなっております。児童数のうち括弧書きの数字が特認校制度を利用した児童数となっております。11月1日現在、福田第二小学校の児童数51人に対しまして、小規模特認校制度を利用して通学している児童は、18人、全体の35%となっております。

来年度の新1年生につきましては、現在の予定ですが、福田第二小学校学区から7人、それ以外に小規模特認校の制度を使って1人、合計8人の児童の入学を見込んでおります。さらに、現在2人ほど小規模特認校制度について見学に来ている幼児もいることを付け加えさせていただきたいと思っております。

現在の状況としましては、5・6年生が複式学級で一クラスになっております。複式学級というのは、小学校では二つの学年の児童数が16人以下、1年生の場合につきましては8人以下になります。二つの学年を1学級とするもので、平成13年度に北部小学校がまず複式学級になりました。

当時は、福田第二小学校も複式学級になる可能性があったため、平成13年3月、当審議会に対しまして、「北部小学校及び福田第二小学校を小規模特認校とするための通学区域の見直しについて」諮問させていただき、同年9月に「小規模校の特色を生かした上で、複式学級を回避するために、野田市内全域を通学区域とする小規模特認校制度を導入していくことは一つの有効な方策と考えます」との答申を頂いて現在に至っております。

資料の4ページを御覧ください。福田第二小学校の卒業した後の卒業生の進路の一覧を示したものとなっております。昨年度、平成30年度卒業生は、特認利用者が4人卒業しま

<p>会長</p>	<p>したが、学区どおり進学したのが1人、学区外で福田中学校へ2人、福田中以外の中学校へ学区外申請して進学した児童が1人という状況でした。以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議題1、小規模特認校の状況についての質問に入ります。質問ありませんか。御質問がないようでしたら次に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
<p>一同</p>	<p>(質問無し。)</p>
<p>会長</p>	<p>3 議題2 市内小中学校（主に北部地区）の児童数の推移について</p>
<p>会長</p>	<p>次に、議題2といたしまして、市内小学校の児童数の推移について、入ります。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>続きまして、市内小学校の児童数の推移について御説明いたします。資料は6ページを御覧ください。</p> <p>まず、北部小学校の通学区域の許容学区についてですが、許容学区については5ページの地図を御覧ください。この地域は、七光台駅西側の住宅開発により整備された地域で、町名は光葉町となり、光葉町一丁目から三丁目の表記となっています。この大規模開発に伴い児童数が増加したため、平成20年7月25日の通学区域審議会において、この太線で囲っている現在の光葉町二丁目と三丁目は、北部小学校の通学区域の許容学区との答申を頂き、平成20年9月1日から、岩木小学校、清水台小学校にも就学することができる許容学区と位置付けられました。</p> <p>資料の6ページを御覧ください。上段の表1は、市内小学校のうち許容学区に係る北部小学校、岩木小学校、清水台小学校の児童数の推移をそれぞれ折れ線グラフで表したものです。これを見ますと、北部小学校、岩木小学校、清水台小学校の3校とも通学児童数が年々増えてきておりましたが、令</p>

和元年度に北部小学校は減少に転じ、令和2年度は、岩木小学校、清水台小学校も若干減少する見込みです。

それぞれの学校を見てまいりますと、まず北部小学校ですが、令和元年度の全校児童数は475人となっています。過去では、平成20年度は219人、さらに過去を調べてみると、平成14年度は43人で、学校の存続が危ぶまれ、小規模特認校としていた時代もありました。

現在は、光葉町の地区の開発がほぼ終了し、新たに児童増が見込める住宅開発など要因が見当たらないことから、平成30年度から児童数は減少傾向にあります。令和元年度の児童数の内訳は、表2のとおりとなっております。

続きまして、岩木小学校は、22年度より減少傾向がみられましたが、翌23年度から増加傾向になりました。また、清水台小学校は、桜の里の住宅分譲により、児童数が増加している現状があります。

次に、許容学区の児童数の状況を説明いたします。まず、中段の表2「令和元年度北部小学校児童通学状況」を御覧ください。これは、令和元年5月1日現在の北部小学校の通学者数の状況です。これによると、光葉町二丁目、三丁目の許容学区から通学する児童が現在196人おります。割合で表すと約41%を占めているという状況となっております。昨年度と比較すると36人減少となっております。

下段の表3は、許容学区のうち岩木小学校、清水台小学校に通学している児童数を表したものです。

許容学区がスタートした平成20年度は、岩木小学校に通った児童は3人でしたが、25年度から100人を超え、今年度は計265人が通っております。

清水台小学校は、24年度では5人でしたが、今年度は18人が通っている状況です。

つまり、岩木小学校、清水台小学校合わせて283人が北部小学校以外の学校に通っているというのが、現在の許容学区の状況でございます。

参考までに、6、7、8ページに、北部小学校、岩木小学校、清水台小学校の児童・学級数の今後の推移予想を載せま

	<p>したので、御覧ください。</p> <p>また、本日配布の資料にあります「野田市幼・小・中学校児童生徒数一覧表」に、市内全小中学校の児童生徒数の一覧がありますので、合わせて御覧いただければと思います。</p>
会長	<p>それでは、議題2 市内小学校の児童推移について、質問がありましたら挙手願います。</p>
千葉委員	<p>質問よろしいですか。</p>
会長	<p>はい、どうぞ。</p>
千葉委員	<p>資料2の、学校名の下にあるチ・ジ・ナ・ゲという文字はどういった意味でしょうか。</p>
学校教育課長	<p>質問についてお答えします。</p> <p>チは知的、ジは情緒、ナは難聴、ゲは言語障がいとなっております。</p>
千葉委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ほかにいらっしゃいますか。ないようでしたら、次に進みたいと思います。</p>
学校教育課長	<p>4 議題3 学区外就学について</p> <p>議題3は「学区外就学について」です。教育委員会では、基本的には「地域の子どもは地域で育てる」という理念の下に、学区を定めています。ただ、様々な理由により学区外就学を希望する児童生徒がおり、教育委員会は、申請された内容によって、学区外就学を認めています。</p> <p>11ページを御覧ください。学区外就学については、平成18年度に学校教育法施行規則が改正され、学区外基準の許可基準を保護者に明示することとされました。教育委員会で</p>

は、ホームページへの記載、小学校の新1年生を対象に就学時健康診断時に説明、小学校6年生には学校を通じて文書を配布するなど、学区外就学の許可基準と手続についてお知らせしております。このほか、野田市内に転入、転居する場合に、手続で窓口に来た保護者の方に、学区外就学に関する文書をお渡しして、説明をさせていただいております。

許可基準は下の部分の(1)から(9)となります。

次に、13ページを御覧ください。学区外就学許可の状況ですが、小学校と中学校に分かれている表の上の欄の受付年度と記載されているのは、手続を受け付けた年度です。

新1年生の30年度の欄は、30年度に手続をして今年度に学区外就学をした人数で、小学校で127人、全体の約12%となります。

中学校は、同じく30年度に手続をして、令和元年度に学区外就学をした人数が151人で、全体の約11%となります。

下の棒グラフは、年度別で学区外就学の手続をした児童生徒数で、ここ数年は1年間に約400件の許可となっておりますが、昨年度と比較し、今年度はわずかに減少しました。

学区外就学をする主な理由ですが、小中学校ともに、「通学路が安全、通学距離が短い」又は「既に兄弟が学区外就学をしている」という理由が多くなっています。

また、中学校になりますと、小学校のときの人間関係や部活動の関係、あるいは社会スポーツの関係を理由にしているケースが出てきます。

特に、部活動を理由に学区外就学を申し出た全ての生徒には、本人及び保護者を交えての面接を実施し、通学区の原則を説明した上で、充実した中学校生活を送るために、生徒にとってより良い学校選択かどうかの意思確認をしております。

いずれにしても、申請内容に基づき、その就学が児童生徒にとってより良い学校生活を送ることになるかどうかを念頭に、教育委員会で審査しています。学区外就学については、以上となります。

会長	<p>ありがとうございました。学区外就学について、質疑に入ります。</p>
粟根委員	<p>中学校の主な理由ですが、小学校の人間関係があるとのことですが、学区外の学校に通うことによって、円滑に学校生活を送れるものなのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>人間関係ということですが、例えばクラスでうまくなじめず小学校で不登校になってしまった、あるいはこのまま進学することに不安を感じ不登校になるおそれがあるために、環境を一新したいということから違う学校を希望する方もいらっしゃいます。</p> <p>そのような場合に関しましては、その子の特性もありますので、事情を鑑みて、許可した段階では、相手方の学校にも事情を説明して、予備知識を持っていただいた上で、受け入れていただいております。</p> <p>その後については、円滑に学校生活を送っている生徒もいますが、うまくいかない生徒も、実際はいます。詳しい割合は、今手元にないのですが、総じて学区外就学によって今までの不登校や人間関係が解消されると考えております。</p>
粟根委員	<p>ありがとうございます。そうあれば良いな、と思う内容だったのでよかったです。</p>
岡田委員	<p>私、何年間も申し上げているのですが、ルールとして学区外就学が認められているのは知っていますが、川間学区の日の出町は昔から、今もそうですが、川間小学校区であるのに、一昨年は尾崎小学校への進学者が60人、川間小学校への進学者が0人、去年も0人、今年は2人。この会議で何回も申し上げているのですが、ルールがあっても審査がザルのではないかと。教育長からも、去年のこの場で何とかしますからと、御発言があったと記憶しています。確かに、兄弟や隣の家の子が尾崎小学校に行っているということでしたら、それは仕方がない。でもそうでない家庭もある。先日、</p>

日の出町の中心から尾崎小学校までの距離と川間小学校までの距離を測ったのですが、どちらに行くのが安全かと言えば、川間小学校の方が安全であり、距離にすると同じで1.2kmです。保護者が話すのは、16号を渡るのが危ないということですが、川間小学校の教育方針では、歩道橋を渡ることとしています。ですから、同じ方面からいらっしゃる中里の方は、歩道橋があるから安心だと思っているのに対し、日の出町の保護者は、16号があるから危ないと思っています。自治会で話しかけをしており、地域の方はそれを分かっていらっしゃるのですが、どうも教育委員会の審査が甘すぎるということを毎年感じています。

確かに事情がある方もいらっしゃいます。それに兄弟関係もあります。しかし、このままいけば一昨年も0人、去年も0人、今年も0人。先ほど2人いると申し上げたのですが、船形の方が日の出町に越したことによる2人であります。元々日の出町に住んでいて、川間小学校に通学する方はいないのです。人数で見ていただくと、尾崎小学校が340人、川間小学校が木間ヶ瀬小学校と似たり寄ったりで169人くらいになっていますけれども、来年度のこと各学校踏まえまして、川間小学校は今年よりは1年生が増えるか、ただ30人超すかどうかというところかと思えます。

なぜ、私がそのようなことを申し上げるかということ、ルールがあるのだったら、ルールについて保護者に話していただきたいということと、ただ教育委員会だけで決めることが難しいのであるのでしたら、自治会等に相談したり、公平な結果が出るような施策を改めて実施していただきたいと思えます。

それを議長に皆さんで諮っていただきたい。諮っていただくというのは、もっと厳格にやってほしいということ。それは違うということであれば、それは地元へ持ち帰りますけれども、そのようなところを皆さんにお伺いしてみて、教育委員会の今後の活動について教えていただければと。非常に重要なことですし、アイデアは今までも教育委員会が出しているとはと思いますが、私から見るとザルになっているという

	<p>ふうにはしか見受けられませんので、今後についてもっと具体的に現状のままでよいのか、皆さんにお伺いします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは事務局から、お答えください。</p>
<p>学校教育課 長</p>	<p>川間小学校の今年度の新1年生の学区外の状況ですが、尾崎小学区からの学区外に関しましては2人、七光台小学区からの学区外に関しましては1人、川間小学区で尾崎小学校へ行っているのが2人、川間小学区で七光台小学校へ行っているのが1人、合計3人います。</p> <p>審査につきましては、申請者全てを審査し、理由を明確にした上で決定します。子供たちの幸せが一番と考えますので、個々の状況を詳しく聞いた上で申請を受けております。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>川間小学校に行ったら不幸せで、尾崎小学校へ行ったら幸せということは理解できます。しかし、学区がある以上はその学区だと説明することが大事です。確かに事情があることも分かります。ですから、来年から「こうしろ」というのではなく、こういうルールがあるのであれば、5年後にはこうしたい、10年後にはこうしたい、そのときに川間小がゼロになるかもしれないけれども、多様性が必要であり、川間小学校だけの問題ではなく、今、木間ヶ瀬小学校も減っています。学区外というルールがありながら、ルーズになっているように我々には見えます。私は、地元の代弁をしていますから、ほかの方から指摘されても、納得のいく回答を言える行動をとってほしいと思います。ということ意見をとして申し上げながら、どこの学校へ行っても幸せになれるように、お願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>その辺で御了解いただければ、有り難いと思います。</p> <p>岡田委員の御意見は、皆様も重々御存知かと思えます。毎年毎年、お話は岡田委員から聞いております。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>申し訳ないけれども、このルールがいけないのです。</p>

<p>教育長</p>	<p>教育長として、一言申し上げますが、誰が学区外に行かせるかという、その学区に住んでいる親が行かせるわけでありまして、自治会の方で守っていただくことは必要だと思います。そういった点でいえば、P T Aの協力も必要だと思います。また、学校長は、どの学校も学区があることは保護者に伝えていきます。それを踏まえてあえて保護者が学区外就学の申請に来た場合、委員会は、簡単には許可を出すことはできないと伝えていきます。時間が掛かるかも知れませんが、自治会やP T Aの中でもそういったことを話題にさせていただくことも大切ですし、学校長が言うことも大切だと思いますし、それぞれの役割分担が必要だと思います。</p> <p>例えば第一中学校ですが、柳沢地区の児童生徒が全員第一中学校で、16号を越えていくのであれば、時間も距離も近い東部中学校の方が良いだろうと。しかし、兄弟がいる場合や、部活を理由に学区外就学を希望する方には、学校やP T A、教育委員会が粘り強く話すことが必要になってくると思います。コツコツと取り組んでまいりたいと思います。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>この会議では毎年、川間地区には三つの学校がありますけれども、学校の悪いことは聞きませんし、校長先生も皆一生懸命やってらっしゃる。また、各学校の職員の方も大変一生懸命やってらっしゃる。ただ、学校だけでは手に負えない部分があるのです。誰が許可をするのですか。学校長ではありません。教育委員会です。また、地元自治会の許可、P T Aへの働きかけについて、学校は学校として動きながらも動ける範囲があるので、教育委員会から各地域の自治会なりに相談していただきたい。来年からというのは難しいので、5年後どうするのか、10年後どうするのかビジョンを持って計画性の中で動いていただきたい。やはり、せつかくルールがあるのですから、ルールの中で守らなくてはならない。学校によって人数の差が出てきており、是正した方が良く思いますので、あえて大きい声で言わせてもらいました。</p>

海老原委員	<p>それに関連しまして、11ページの就学校指定変更の基準ですが、1から9までありますけれども、この基準に該当すると、許可するということですよ。</p> <p>10ページになりますが、中学校の場合に小学校の人間関係というのは1から9までに入るのでしょうが、部活動との関係というのは、部活がこの学校にないから学区外を申請するというのは許されるのですか。むしろその部活が学校にない、今の部活そのものが、1年間正に薬漬けですよ。むしろ、野球は夏に行い、冬は冬のスポーツやバスケットを行うことで可能性がたくさん芽生える訳ですから、その部活がないからと言ってほかに学区外に許可を出すというのは、この基準からするとどうしてこれが入っているのか良く分からないのです。何かお考えがあるのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>今おっしゃった部活動に関してですが、実は今、社会教育スポーツが盛んになっておりまして、小学校の部活というよりも社会スポーツを小さいころからやっているお子さんがいます。そうすると、それをずっと続けていきたい、だけれども中学校にその部活がない場合、親御さんとしても、一生懸命やってきたので続けさせてあげたい。本人もそれを頑張り、高校へ行っても続けたいという思いがあった場合には、認めざるを得ないのかという部分があります。</p> <p>もちろん、季節ごとにやる部活というのも当然考えられるのですが、中学校の部活動については、子供たちの意思、顧問や学校の方針も含めて活動していますので、子供が少ないから春は球技、冬は陸上というようには活動はしていない状況です。</p> <p>ただ、小学校については、部活動を季節ごとに内容を変えて行っている状況はあります。</p> <p>その辺は学校の方針と子供たちの要求を含めて、総合的な判断としています。以上です。</p>
海老原委員	<p>こういった問題で、スポーツがかなりのウエイトを占めていますけれど、学校に行くそもそもの目的は、スポーツなの</p>

	<p>でしょうか。というのは、スポーツそのものが諸外国、例えばアメリカやヨーロッパでは、年間ずっと野球をやるなんてことは有り得ないですよ。野球以外にバスケットをやることで、バスケットのコーチに指導を受ける。指導を受けた子が、コーチの良い悪い等のいろいろなケースから、今スポーツ界でもその辺りのことが反省されていて、本もいろいろなところで出ています。部活というのはスポーツが中心で、勉強はどうしても良いのですかとなくなってしまうかと心配です。もちろん、スポーツも体育ということで重要な部分を占めており、大切なことは十分承知しています。</p> <p>それであるなら、基準に部活動関係も、入れたらいかがですか。そうすれば、「はい、良いですよ。」となるのではないのでしょうか。基準にないのに、学区外を許可した主な理由として「部活動の関係」としてあるのは、分からないです。そういう意味で質問したのです。</p>
<p>学校教育課 長</p>	<p>今の考え、もったもだと思います。10番に「部活動」を入れること、それはそれで一つの考えだと思いますが、部活動を希望していても、一生懸命に部活を頑張りたいということもあれば、単に強いから、こういう指導者がいるから、というようなこともあります。それは、我々としても本末転倒だと思います。ですので、その辺りを部活ということで明記してしまうと、部活が書いてあるではないかとなり、それはそれで難しいところがありますので、部活に関しては9番の「その他、児童生徒等の具体的な事情に則して相当と認められる場合」として扱っています。</p>
<p>海老原委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして「区画整理事業に伴う字及び地番の変更について」事務局からお願いします。</p>
<p>学校教育課 長</p>	<p>「区画整理に伴う字及び地番の変更について」報告します。本年7月19日に、愛宕駅東第一土地区画整理事業の換地</p>

会長	<p>処分及び周辺地域の字整備に伴い、「大字」及び「地番」が変更となりました。該当箇所は、本日配布しました「位置図」「変更後の字区域図」「変更前の字区域図」を御覧ください。</p> <p>なお、これに伴う通学区域の変更はありません。</p> <p>簡単に言いますと、中央小学校、宮崎小学校、第一中学校の学区の地番が変わるということです。それに伴って、学区の変更は全くありませんので、地番が変わったということだけ報告します。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>以上で本日の審議会を終了させていただきます。</p>
----	--